ノゾキミ卒業後のセカイ2025

北大津養護学校３回目

大津市立やまびこ総合支援センター内
大津市基幹相談調整センター
主任相談支援専門員　松岡　啓太

卒業後の所得保障

所得の保障

①障害年金

②特別障害手当

- 精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。

③生活保護

・年金や給与だけでは生活が困難な場合で、本人の預貯金等がほとんどない場合に申請できます。

④給与や工賃

知的障害者の雇用
厚生労働省　令和５年度障害者雇用実態調査結果より

図２－８　週所定労働時間別平均賃金（きまって支給する給与）

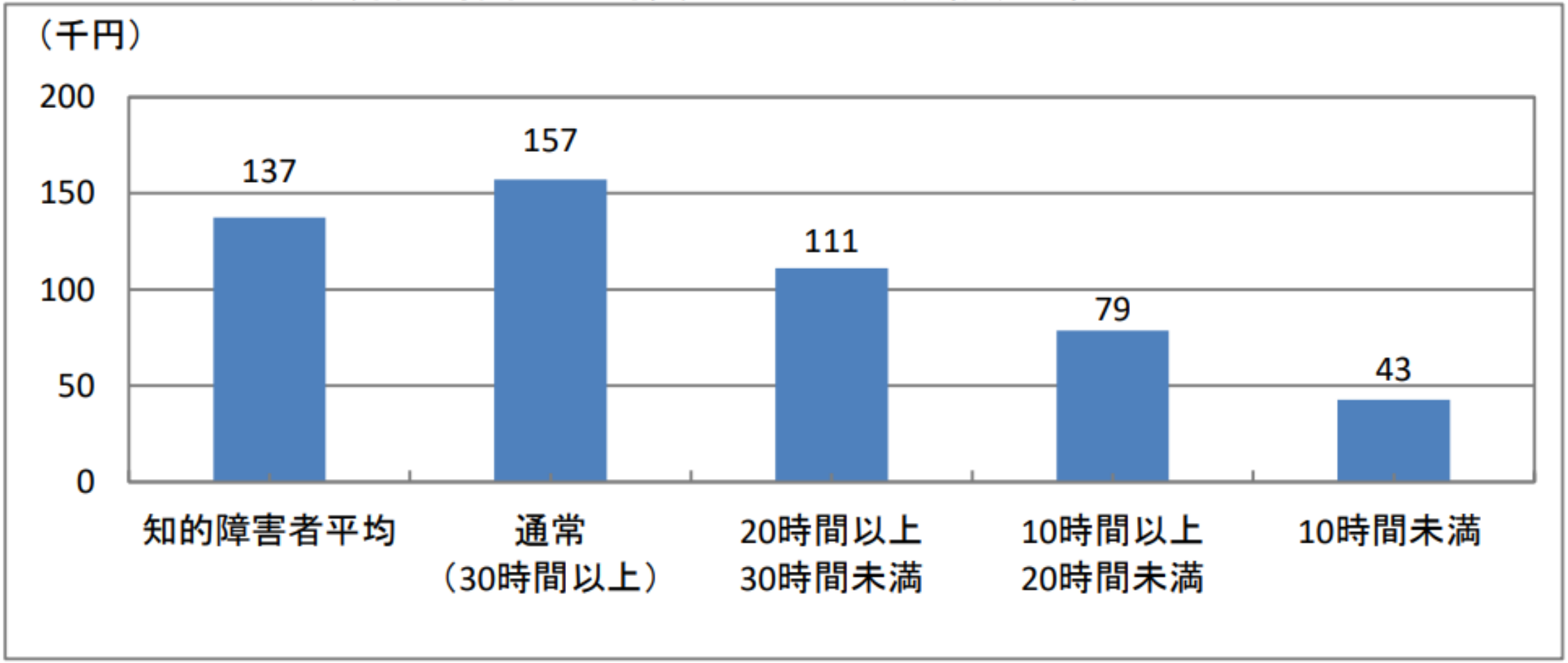

知的障害者の平均勤続年数は９年１月となっている。

□ 滋賀県における就労継続支援事業所の平均工賃等の推移（平成18年度～）

工賃額

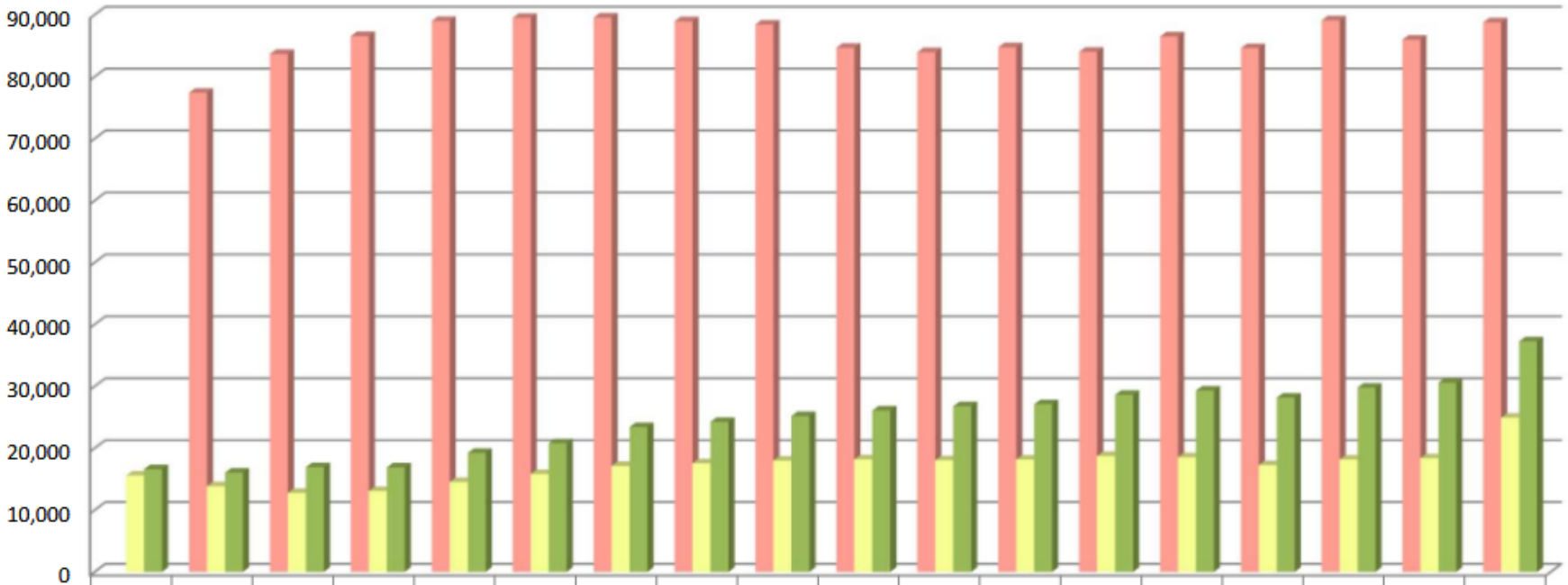

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A型		77,408	83,666	86,552	88,992	89,478	89,534	88,934	88,424	84,675	83,945	84,750	84,006	86,490	84,601	89,096	85,993	88,765
B型	15,565	13,824	12,756	13,049	14,522	15,808	17,120	17,558	17,987	18,176	18,039	18,156	18,722	18,516	17,251	18,148	18,373	24,923
合計	16,600	16,043	16,914	16,883	19,221	20,791	23,405	24,246	25,192	26,089	26,774	27,104	28,617	29,308	28,161	29,795	30,578	37,268

注1：平成18年度の合計実績には、福祉工場の実績も含む。
注2：平成18年度および平成19年度のB型実績には、入所・通所授産施設および小規模通所授産施設の実績も含む。
注3：平成20年度から平成23年度のB型実績には、入所・通所授産施設の実績も含む。
注4：令和5年度分からB型工賃の算出方法が次のとおり変更された。
［変更前］年間工賃支払総額÷工賃支払対象者延べ人数
［変更後］年間工賃支払総額÷開所日1日あたりの平均利用者数÷年間開所月数

障害年金に関して

- 病気やけがによる障害で日常生活・社会生活・経済生活に困難が生じている人に、障害に応じた額の年金を支給します。

①障害年金の受給要件

１初診日に公的年金に加入していること

２障害年金を受給できる障害状態にあること

３保険料を納付していること

しかし、20歳前に障害の状態になった方については、加入要件や保険料納付要件を問うことなく、20歳に達したときから障害基礎年金が受給可能です。

（注）障害年金は働いていても受給することが出来ます。厚生労働省の

「令和元年　障害年金受給者実態調査」によると、障害年金を受給してい

る人の3割が働いていることがわかっています。

障害者は国民年金保険料が全額免除されますか？

- 日本に住むすべての20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入する義務がありますが障害基礎年金ならびに被用者年金の障害年金（2級以上）を受けている方は認定された日を含む月の前月の保険料から免除となります。免除となった場合は「国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届」を行政に提出してください
- 障害年金を受給しつつ就職した場合は社会保険に加入します。障害年金受給中は国民年金保険料は法定免除ですが、厚生年金・健康保険は免除になりません。

障害年金に関して
知的障害の程度

等級	障害の程度
1級	知的障害があり、食事や身の回りのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの
2級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの
3級	労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
障害手当金	傷病が治ったもので、労働が制限を受けるか、労働に制限を加えることを必要とする程度のもの

障害年金に関して

等級	障害基礎年金	障害厚生年金
1級	1,036,625円+ 子の加算額	報酬比例の年金額※×1.25＋配偶者加給年金（22万8700円）
2級	829,300円+ 子の加算額	報酬比例の年金額※＋配偶者加給年金（22万8700円）
3級		報酬比例の年金額※（最低保障額：59万6300円）
障害手当金		

・子の加算に関しては、1～2人目には各22万8700円、3人目以降には各7万6200円になります。
・前年の所得額が4,721,000円を超える場合は年金の全額が支給停止となり、3,704,000円を超える場合は2分の1の年金額が支給停止となります。
・障害基礎年金にプラスして、前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円」以下であれば、等級に応じた年金生活者支援給付金を受給できます。

障害年金受給権者数の推移

- 障害基礎年金、障害厚生年金ともに受給権者数は増加傾向にある。

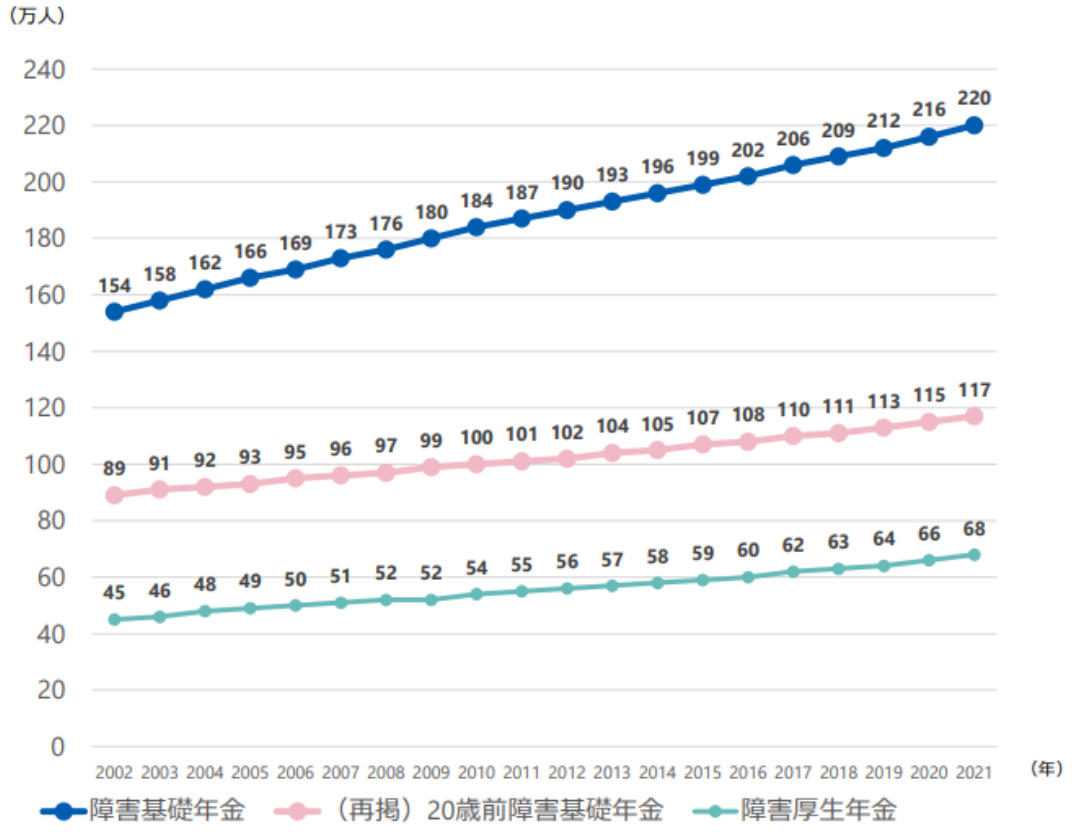

（出典）厚生年金保険・国民年金事業年報による年度末の数値

障害年金受給権者数の増加要因

➢ 令和３年度の診断書別の新規裁定件数・割合を見ると、「精神障害・知的障害」が全体の約７割を占め、直近３年間の推移を見ても増加傾向にあることから、この増加が障害年金受給者数の増加につながっていると考えられる。

令和３年度　診断書種類別支給件数

診断書種類	新規裁定		
	障害基礎・厚生合計	障害基礎	障害厚生
精神障害・知的障害	81,900 66.1%	61,200 79.4%	20,700 44.2%
内部障害	15,828 12.8%	4,588 5.9%	11,240 24.0%
呼吸器疾患	667 0.5%	177 0.2%	490 1.0%
循環器疾患	3,548 2.9%	395 0.5%	3,153 6.7%
腎疾患・肝疾患・糖尿病	7,380 6.0%	3,034 3.9%	4,346 9.3%
血液・造血器・その他	4,233 3.4%	982 1.3%	3,251 6.9%
外部障害	26,173 21.1%	11,325 14.7%	14,848 31.7%
眼	2,527 2.0%	1,296 1.7%	1,231 2.6%
聴覚等	2,855 2.3%	1,324 1.7%	1,531 3.3%
肢体	20,791 16.8%	8,705 11.3%	12,086 25.8%
合計	123,901 100.0%	77,113 100.0%	46,788 100.0%

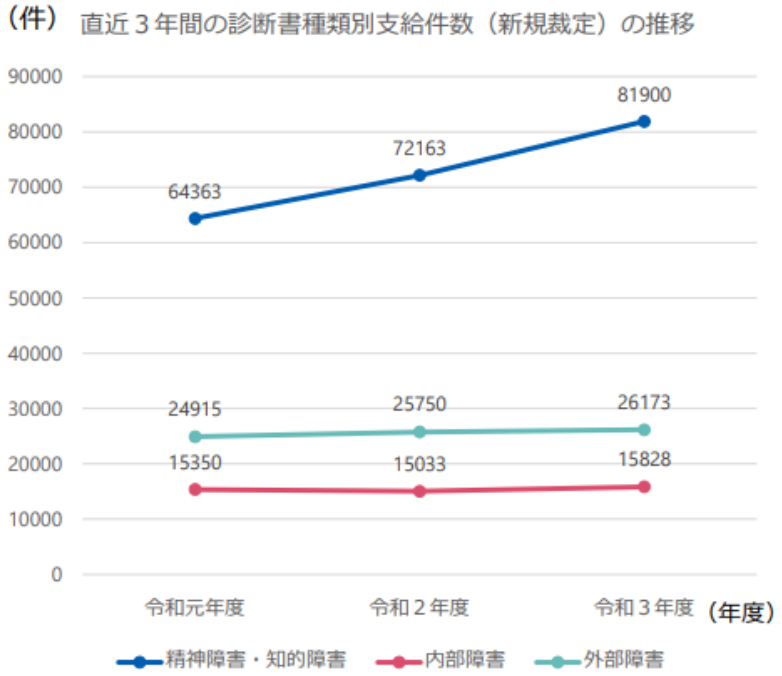

出典：日本年金機構「障害年金業務統計」

※単位：各欄の上段は件数、下段は同一決定区分内での構成比（%）。
※「聴覚等」は、聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能、音声又は言語機能。
※１人の受給権者が複数枚の診断書を用いている場合は、診断書ごとに件数を計上しているため、合計数は実際の決定件数の合計と一致しない。
※再認定の決定件数は、令和２年度の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応（１年延長）により大幅に増加していることから、参考数値として掲載している。

第５回社会保障審議会年金部会
2023年６月26日

障害年金受給者の就労状況

- 年齢階級別の就業率について、平成21（2009）年と令和元（2019）年とを比較すると、全ての年代において就業率が上昇している。また、国民年金・厚生年金ともに、概ね年齢が上がるにつれて就業率が下がる傾向。
- 現在就業している障害年金受給者について、１年間の仕事による収入をみると、厚生年金、国民年金ともに「～50万円」（厚生年金計：23.9%、国民年金計：52.1%）が最も多くなっている。
- 障害種別・障害等級別の障害年金受給者の就業率を見ると、いずれの障害種別でも就労率は高まっている。

①年齢階級別就業率

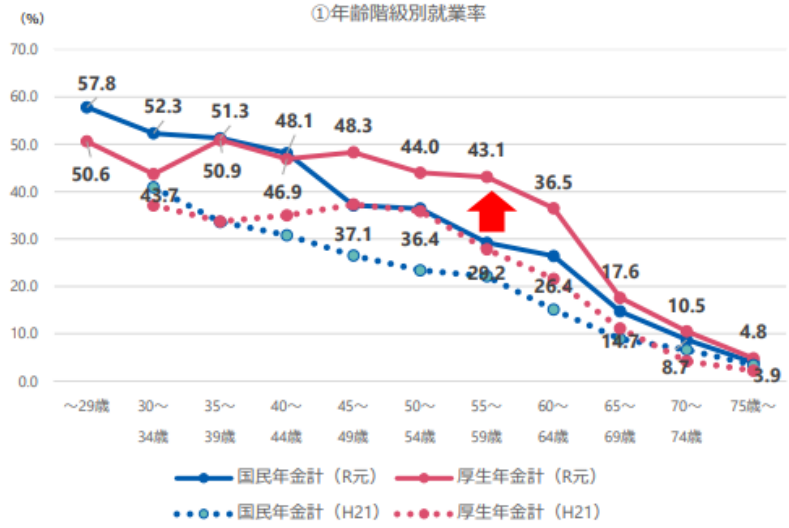

（注）平成21年度調査では、「～29歳」のデータを集計していない。

②制度・等級、本人労働収入階級別構成割合

（単位：%）

		本人の仕事による年間収入（単位：万円）									
		計	～50	50～100	100～150	150～200	200～300	300～400	400～500	500～	不明
国民年金・厚生年金		100.0	46.9	17.4	12.0	7.0	6.3	3.8	1.9	2.5	3.2
厚生年金	計	100.0	23.9	16.1	13.2	9.6	12.2	9.5	5.5	8.1	2.0
	1級	100.0	26.5	15.5	14.0	7.8	11.1	8.2	4.8	8.9	3.1
	2級	100.0	32.4	17.2	11.4	8.8	10.8	7.4	4.4	5.4	2.3
	3級	100.0	16.5	15.2	14.6	10.5	12.4	11.5	6.5	10.3	1.5
国民年金	計	100.0	52.1	17.7	11.6	6.3	4.6	2.2	1.0	0.9	3.5
	1級	100.0	56.4	11.3	8.5	4.7	7.3	4.8	1.9	0.8	4.1
	2級	100.0	50.6	19.9	12.7	6.9	3.7	1.2	1.2	1.0	3.3

③障害年金受給者（20～59歳）の就労率（障害等級別・障害種別）

	平成21（2009）年			平成26（2014）年			令和元（2019）年		
	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害	身体障害	知的障害	精神障害
計	38.1%	47.9%	18.6%	43.4%	52.0%	25.7%	48.0%	58.6%	34.8%
厚生年金1級	19.6%	-	-	20.7%	-	-	24.7%	-	-
厚生年金2級	42.2%	-	15.3%	45.3%	-	18.7%	50.9%	-	28.9%
厚生年金3級	59.6%	-	25.5%	66.2%	-	39.8%	73.5%	-	4.7%
国民年金1級	32.6%	28.4%	8.5%	35.2%	31.1%	11.8%	39.1%	32.4%	17.2%
国民年金2級	39.4%	64.1%	20.6%	49.9%	66.5%	27.3%	51.4%	75.3%	36.4%

出典：①平成21年・令和元年障害年金受給者実態調査

②令和元年障害年金受給者実態調査

③令和３年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「公的年金制度の所得保障機能・所得再分配機能に関する検討に資する研究」
「障害年金受給者の動向と実態」百瀬優

障害基礎年金に関して

①年金事務所や市の担当窓口に行き、受給要件の確認と必要書類を受け取る。

②診断書を作成する病院の予約

- 精神の障害の診断書は原則、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師が記入していただくことになっています。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても、精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば記入可能です。

③申立書の作成

- 知的障害の場合、原則的に初診日は知的障害を疑って病院に行った日ではなく、出生日になります。
- 発達障害の診断もある場合、知的障害と発達障害の２つの病名で申請することもできます。

病歴・就労状況等申立書

No.　－　枚中

（請求する病気やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。）

病歴状況	傷病名			
発病日	昭和・平成　年　月　日	初診日	昭和・平成　年　月　日	

記入する前にお読みください。

○ 次の欄には障害の原因となった病気やけがについて、発病したときから現在までの経過を年月順に期間をあけずに記入してください。

○ 受診していた期間は、通院期間、受診回数、入院期間、治療経過、医師から指示された事項、転医・受診中止の理由、日常生活状況、就労状況などを記入してください。

○ 受診していなかった期間は、その理由、自覚症状の程度、日常生活状況、就労状況などについて具体的に記入してください。

○ 健康診断などで障害の原因となった病気やけがについて指摘されたことも記入してください。

○ 同一の医療機関を長期間受診していた場合、医療機関を長期間受診していなかった場合、発病から初診までが長期間の場合は、その期間を３年から５年ごとに区切って記入してください。

1	昭和・平成　年　月　日から 昭和・平成　年　月　日まで 受診した　・　受診していない 医療機関名	発病したときの状態と発病から初診までの間の状況（先天性疾患は出生時から初診まで）
2	昭和・平成　年　月　日から 昭和・平成　年　月　日まで 受診した　・　受診していない 医療機関名	左の期間の状況
3	昭和・平成　年　月　日から 昭和・平成　年　月　日まで 受診した　・　受診していない 医療機関名	左の期間の状況
4	昭和・平成　年　月　日から 昭和・平成　年　月　日まで 受診した　・　受診していない 医療機関名	左の期間の状況
5	昭和・平成　年　月　日から 昭和・平成　年　月　日まで 受診した　・　受診していない 医療機関名	左の期間の状況

裏面も記入してください。

1405, 1018, 019

- 申請書の表面は生活歴、受診歴、職歴などを、記載します。
- 医療機関に受診していた場合、いつからいつまで受診していたかを記載します。
- 「病歴・就労状況等申立書」の欄に出生～幼稚園、小学校、中学校、高校、現在と時期を分けて、本人の状態が同年齢のお子様に比べてどうだったか、どのようなことでお困っていたか、本人やご家族が支援が必要だったか、なるべく詳しく記入してください。

就労・日常生活状況	1．障害認定日（初診日から1年6月目または，それ以前に治った場合は治った日）頃と 2．現在（請求日頃）の就労・日常生活状況等について該当する太枠内に記入してください。

1．障害認定日（昭和・平成　　年　　月　　日）頃の状況を記入してください。

就労状況	就労していた場合	職種（仕事の内容）を記入してください。
		通勤方法を記入してください。
		出勤日数を記入してください。
		仕事中や仕事が終わった時の身体の調子について記入してください。
	就労していなかった場合	仕事をしていなかった（休職していた）理由をすべて○で囲んでください。 なお、オを選んだ場合は，具体的な理由を（　）内に記入してください。
日常生活状況	日常生活の制限について，該当する番号を○で囲んでください。 1→自発的にできた 2→自発的にできたが援助が必要だった 3→自発的にできないが援助があればできた 4→できなかった	
	その他日常生活で不便に感じたことがありましたら記入してください。	

職種（仕事の内容）を記入してください。	
通勤方法を記入してください。	通勤方法 通勤時間（片道）　　時間　　分
出勤日数を記入してください。	障害認定日の前月　　日　　障害認定日の前々月　　日
仕事中や仕事が終わった時の身体の調子について記入してください。	
仕事をしていなかった（休職していた）理由をすべて○で囲んでください。 なお、オを選んだ場合は，具体的な理由を（　）内に記入してください。	ア　体力に自信がなかったから イ　医師から働くことをとめられていたから ウ　働く意欲がなかったから エ　働きたかったが適切な職場がなかったから オ　その他（理由　　）
日常生活の制限について，該当する番号を○で囲んでください。 1→自発的にできた 2→自発的にできたが援助が必要だった 3→自発的にできないが援助があればできた 4→できなかった	着替え（1・2・3・4）　洗面（1・2・3・4） トイレ（1・2・3・4）　入浴（1・2・3・4） 食事（1・2・3・4）　散歩（1・2・3・4） 炊事（1・2・3・4）　洗濯（1・2・3・4） 掃除（1・2・3・4）　買物（1・2・3・4）
その他日常生活で不便に感じたことがありましたら記入してください。	

2．現在（請求日頃）の状況を記入してください。

就労状況	就労している場合	職種（仕事の内容）を記入してください。
		通勤方法を記入してください。
		出勤日数を記入してください。
		仕事中や仕事が終わった時の身体の調子について記入してください。
	就労していない場合	仕事をしていない（休職している）理由をすべて○で囲んでください。 なお、オを選んだ場合は，具体的な理由を（　）内に記入してください。
日常生活状況	日常生活の制限について，該当する番号を○で囲んでください。 1→自発的にできる 2→自発的にできるが援助が必要である 3→自発的にできないが援助があればできる 4→できない	
	その他日常生活で不便に感じていることがありましたら記入してください。	
障害者手帳	障害者手帳の交付を受けていますか。	
	交付されている障害者手帳の交付年月日、等級、障害名を記入してください。 その他の手帳の場合は，その名称を（　）内に記入してください。 ※略字の意味 身→身体障害者手帳　療→療育手帳 精→精神障害者保健福祉手帳　他→その他の手帳	

職種（仕事の内容）を記入してください。	
通勤方法を記入してください。	通勤方法 通勤時間（片道）　　時間　　分
出勤日数を記入してください。	請求日の前月　　日　　請求日の前々月　　日
仕事中や仕事が終わった時の身体の調子について記入してください。	
仕事をしていない（休職している）理由をすべて○で囲んでください。 なお、オを選んだ場合は，具体的な理由を（　）内に記入してください。	ア　体力に自信がないから イ　医師から働くことをとめられているから ウ　働く意欲がないから エ　働きたいが適切な職場がないから オ　その他（理由　　）
日常生活の制限について，該当する番号を○で囲んでください。 1→自発的にできる 2→自発的にできるが援助が必要である 3→自発的にできないが援助があればできる 4→できない	着替え（1・2・3・4）　洗面（1・2・3・4） トイレ（1・2・3・4）　入浴（1・2・3・4） 食事（1・2・3・4）　散歩（1・2・3・4） 炊事（1・2・3・4）　洗濯（1・2・3・4） 掃除（1・2・3・4）　買物（1・2・3・4）
その他日常生活で不便に感じていることがありましたら記入してください。	
障害者手帳の交付を受けていますか。	1　受けている　2　受けていない　3　申請中
①	身・精・療・他（　　） 昭和・平成　　年　　月　　日　（　　級） 障害名（　　）
②	身・精・療・他（　　） 昭和・平成　　年　　月　　日　（　　級） 障害名（　　）

上記のとおり相違ないことを申し立てます。　　※請求者本人が署名する場合，押印は不要です。

平成　　年　　月　　日　　請求者　現住所

代筆者　氏名　　請求者からみた続柄（　　）　　氏名　　㊞　電話番号　－　－

- 申請書の裏面は現在の就労状況や日常生活能力を記入します。
- 「日常生活能力」は、日常生活を社会人として援助を得ないで送ることができる能力です。保護者や援助者の声掛けが無いとできないようでは、いくら動作自体ができても「ひとりでできる」ことにはなりません。アパート等での単身生活を想定して記入してください

障害年金に関して

- ③診断書の作成
- 20歳時点の請求手続きを行う場合は、原則、20歳到達日前後３か月以内の障害状態を記載した診断書の提出が必要です。また、20歳を過ぎてから請求手続きを行う場合は、請求日以前3か月以内の障害状態を記載した診断書の提出が必要です。
- 医療機関に受診し、診断書は精神用のものを使い、書いてもらいます。診断書料は医療機関によって異なりますが、普通5千円から1万円ぐらい。これは自己負担です。申立書ができていたら、先生にお渡しをしましょう。
- 知的障害で申請する場合、診断書には発達検査の結果を記人する欄がありますが、開業医では検査ができないことがあります。療育手帳の判定を受けた知的障害者更生相談所で検査検査の結果を証明書にして発行してもらえます。

㊞ 国民年金
厚生年金保険

診断書（精神の障害用）

様式第120号の4

氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日生（ 才）	性別	男・女
住所	市区町村番号 － 都道府県 郡市区				
① 障害の原因となった傷病名	ICD－10コード（ ）	② 傷病の発生年月日	昭和 平成 年 月 日 診療録で確認 本人の申立て（ 年 月 日）	本人の受診時の概要	
		③ ①のために初めて医師の診療を受けた日	昭和 平成 年 月 日 診療録で確認 本人の申立て（ 年 月 日）	③既存障害	
④ 傷病が治った（症状が固定した状態を含む。）かどうか。	平成 年 月 日 確認 推定	症状のよくなる見込・・・ 有・無・不明		⑤既往症	
⑥ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、就学・就労状況等、期間、その他参考となる事項	障害者の氏名	請求人との続柄	戸籍年月日 年 月 日		
⑦ 診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日 昭和 平成 年 月 日					
⑧ これまでの発育・養育歴（出生から発育の状況や教育歴及びこれまでの職歴をできるだけ詳しく記入してください。）	ア 発育・養育歴	イ 教育歴 乳児期 不就学・就学猶予 小学校（普通学級・特別支援学級・特別支援学校） 中学校（普通学級・特別支援学級・特別支援学校） 高校（普通学級・特別支援学校） その他	ウ 職歴		

（お願い）臨床所見等は、診療録に基づいてわかる範囲で記入してください。

⑨ 治療歴（書ききれない場合は⑪「備考」欄に記入してください。）（※ 同一医療機関の入院・外来は分けて記入してください。）

医療機関名	治療期間	入院・外来	病名	主な療法	転帰（継続・悪化・不変）
	年 月～ 年 月	入院・外来			
	年 月～ 年 月	入院・外来			
	年 月～ 年 月	入院・外来			
	年 月～ 年 月	入院・外来			
	年 月～ 年 月	入院・外来			

⑩ 障害の状態（平成 年 月 日 現在）

ア 現在の病状又は状態像（該当のローマ数字、英数字を○で囲んでください。）

※別の診断書の記載枠との兼用（別途の診断書を作成している場合は記入してください。）
1 変化なし 2 改善している 3 悪化している 4 不明

I 神経系統
1 思考・運動障害 2 精神病、痴呆 3 重いてんかん
4 日常生活 5 寝たきり
6 その他（ ）

II 内分泌
1 行為心症 2 発育・発動 3 気分（感情）の著しい高揚・抑鬱症
4 糖尿病 5 視覚性・視神経障害 6 消化器性
7 その他（ ）

III 呼吸器系統、腎
1 肺結核 2 喘息 3 さかんな発熱 4 思考形式の障害
5 著しい苦痛を伴う 6 その他（ ）

IV 精神運動機能状態及び体温の状態
1 興奮 2 昏迷 3 昏睡・昏倒 4 減退思考
5 衝動行為 6 自傷 7 無動・無反応
8 その他（ ）

V 視力及び眼球等機能状態
1 盲目 2 視野の不規則 3 視野の減退
4 その他（ ）

VI 聴覚障害・てんかん
1 聴覚過敏 2 （両耳）せん聴 3 もうろう 4 聴覚
5 てんかん発作 6 不規則発作 7 その他（ ）
・てんかん発作の状態 ※発作のタイプは記入上の注意参照
1 てんかん発作のタイプ （A・B・C・D）
2 てんかん発作の頻度（年間 回、月平均 回、週平均 回 時間）

VII 知的障害等
1 知的障害 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度
2 認知症 ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 エ 最重度
3 高次脳機能障害
ア 知覚 イ 知識
ウ 記憶障害 エ 注意障害 オ 遂行機能障害 カ 社会的行動障害
4 学習障害 ア 読み イ 書き ウ 計算 エ その他（ ）
5 その他（ ）

VIII 発達障害関連症状
1 明らかな社会関係の質的障害 2 コミュニケーションの障害
3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他（ ）

IX 人格変化
1 知的荒廃 2 無関心 3 無為
4 その他症状等（ ）

X 麻痺、強直等（運動等を含む）
1 麻痺 2 強直

XI その他（ ）

イ 左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。

（お願い）太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。（無関係な欄は、斜線により除消してください。）

（注意）本人の申立ての場合は、「診断書」に代えて、本人の申立ての内容を記入してください。

様式 50

ウ 日常生活状況

1 家庭及び社会生活についての具体的な状況

（ア） 現在の生活環境（該当するもの一つを○で囲んでください。）
入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他（ ）
（施設名 ）
同居者の有無 （ 有 ・ 無 ）

（イ） 全般的状況（家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。）

［ ］

2 日常生活能力の判定（該当するものにチェックしてください。）
（判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。）

（1）適切な食事－配膳などの準備を含めて適当な食事をバランスよく摂ることが出来るか。
□できる □自発的にできるが時には助言や指導を必要とする □自発的かつ適正に行うことができない・助言や指導があればできる □助言や指導をしてもできない・正しくは行わない

（2）身辺の清潔保持－洗面、洗髪、入浴等の身体の清潔を保持や衣服を整えることができるか。また、自室の清掃や片付けができるか。
□できる □自発的にできるが時には助言や指導を必要とする □自発的かつ適正に行うことができない・助言や指導があればできる □助言や指導をしてもできない・正しくは行わない

（3）金銭管理と買い物－金銭を独立して適切に管理し、やりくりがはかれるか。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がはかれるか。
□できる □おおむねできるが時には助言や指導を必要とする □助言や指導があればできる □助言や指導をしてもできない・正しくは行わない

（4）通院と服薬（要・不要）－定期的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるか。
□できる □おおむねできるが時には助言や指導を必要とする □助言や指導があればできる □助言や指導をしてもできない・正しくは行わない

（5）他人との意思伝達及び対人関係－他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団行動が可能か。
□できる □おおむねできるが時には助言や指導を必要とする □助言や指導があればできる □助言や指導をしてもできない・正しくは行わない

（6）身辺の安全保持及び危機対応－事故等の危険から身を守る能力がある。通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるか。
□できる □おおむねできるが時には助言や指導を必要とする □助言や指導があればできる □助言や指導をしてもできない・正しくは行わない

（7）社会性－銀行での金銭の出し入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるか。
□できる □おおむねできるが時には助言や指導を必要とする □助言や指導があればできる □助言や指導をしてもできない・正しくは行わない

3 日常生活能力の程度（該当するもの一つを○で囲んでください。）
※ 日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる（精神障害）又は（知的障害）のどちらかを使用してください。

（精神障害）
（1） 精神障害（病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等）を認めるが、社会生活は普通にできる。
（2） 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。
（たとえば、分野的な事柄をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると混乱を生じることがある。社会行動や日常的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。）
（3） 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。
（たとえば、簡単な調理ができるが、支度をこなすのに指示や援助を必要とする。社会的な対人交流は乏しく、日常的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。）
（4） 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。
（たとえば、著しく遅れを伴い（行動が促されれば、自発的な常況が少ない。あっても発語内容が不適切であったり不明瞭であったりする。会話意思ができない場合など。）
（5） 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。
（たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。）

（知的障害）
（1） 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。
（2） 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。
（たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、複雑なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度）
（3） 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。
（たとえば、ごく簡単な読み書きや会話はでき、買い物などのある行動は可能である。金銭的面においてあれば理解ができ、身辺生活についてもおおむね一人でできる程度）
（4） 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。
（たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、見通的環境であれば単純な会話は可能である。質問されていることであれば会話での意思を理解し、身辺生活についても部分的にできる程度）
（5） 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。
（たとえば、文字や数の理解などは全くと言ってよい程、理解や手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人ではできない程度）

エ 現在時の就労状況
○勤務先 ・一般企業 ・就労支援施設 ・その他（ ）
○雇用形態 ・障害者雇用 ・一般雇用 ・自営 ・その他（ ）
○勤続年数（ 年 ヶ月） ○仕事の頻度（週に・月に（ ）日）
○ひと月の給与（ 円程度）
○仕事の内容
○仕事場での援助の状況や意思疎通の状況

オ 身体所見（神経学的な所見を含む。）

カ 臨床検査（心理テスト・認知検査、知的障害の場合は、知能指数、精神年齢を含む。）

キ 福祉サービスの利用状況（障害者自立支援法に規定する自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、居宅介護、その他障害福祉サービス等）

① 現在時の日常生活活動能力及び労働能力（必ず記入してください！）	
② 予後（必ず記入してください！）	
③ 備考	

上記のとおり、診断します。 平成 年 月 日

病院又は診療所の名称 診療担当科名

所在地 医師氏名 印

障害基礎年金に関して

④年金事務所への書類の提出

（１）申請者（本人）名義の通帳（郵便局または銀行）

（２）年金手帳

（３）マイナンバーカード

（４）療育手帳

（５）概況申立書

（６）診断書

（７）年金請求書

請求後、書類の内容確認が必要となることがありますので、提出前に必ずコピーを取りましょう。

障害年金の受給決定後は、ほとんどの場合、定期的に更新手続き（診断書の提出）があります。そのときに以前提出した診断書のコピーが役立ちますので、大切に保管しておきましょう。

障害基礎年金に関して

⑤年金の支給に関して

•障害年金の支給が認められると、ご自宅に年金決定通知書（年金証書）が届きます。年金決定通知書（年金証書）には、支給される年金の額が記載されています。年金の基礎金額はもちろん、扶養家族がいるなどの加算事由がある場合は、いくら加算されるのかも記載されています。。

年金は、原則として偶数月の１５日に振り込まれます。１５日が金融機関の休業日である場合は、その直前の営業日に振り込まれます。初回の年金については、奇数月に振り込まれることもあります。

年金は、受給権が認められた月の翌月分から支給されることになっています。いつ受給権が認められたのかは、年金決定通知書（年金証書）に記載されています。

障害基礎年金に関して

- 年金の認定がされる時に、障害の程度が変わりそうな人については、数年ごとに診断書の提出を求め、障害の程度が見直されることになっています。 その結果、障害の程度が軽くなったと判断された時は、等級が変わったり、支給されなくなることがあります。不支給の場合は不支給決定通知書または却下通知書が送付されます。
- 障害年金の裁定などの決定に不服がある場合は、処分のあったことを知った日の翌日から60日以内に、社会保険審査官に審査請求を行うことができます。

障害基礎年金の申請に関して

- 一般就労されている方だと年金が通りにくい方もいます。
- 年金申請を専門にしている社労士（社会保険労務士）に相談することもできます。
- 相談をすれば必ず申請が通るというわけではないですが、自力で申請するよりも専門的な知識やノウハウをもっておられるので、相談をすることで年金がおりた方も実際におられます。
- 相談事業所から社労士を紹介することも可能です。ただ、社労士を利用する場合、報酬が発生するので確認が必要です。

特別障害者手当

1　目的

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、福祉の向上を図ることを目的にしています。

2　支給要件

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給されます。

3　支給月額（令和４年４月より適用）27,300円

４　支払時期

特別障害者手当は、原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。

5　所得制限

受給資格者（特別障害者）の前年の所得が一定の額を超えるとき、もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

生活保護

- 生活保護は、世帯の収入だけでは国が定める保護基準（最低生活費）に満たない場合に、受けられます。その場合、不足する額を保護費として支給し、最低生活を保障します。

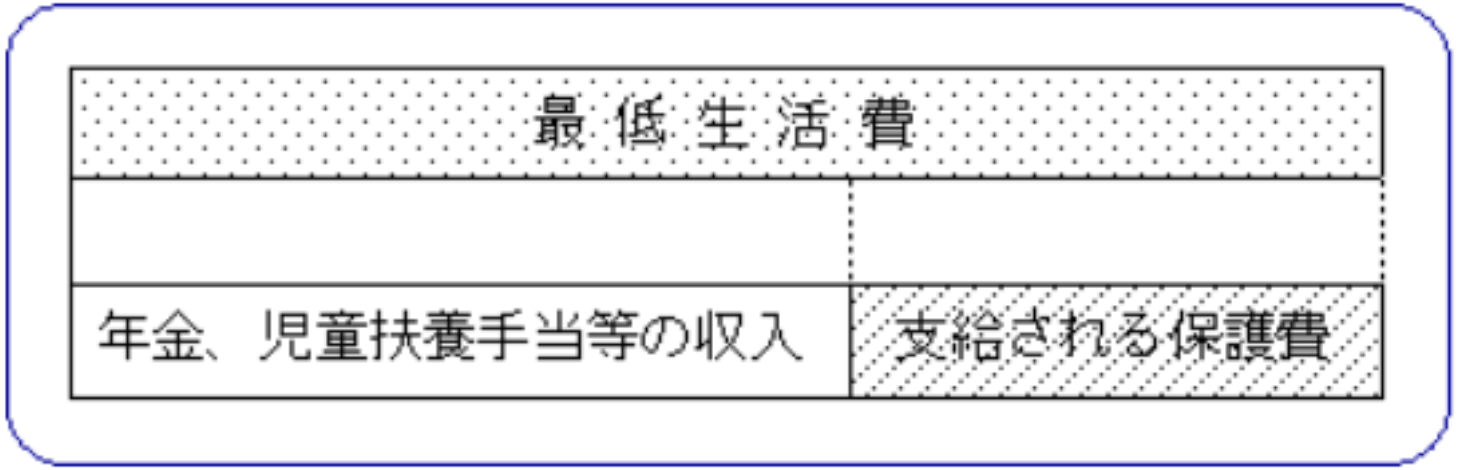

収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定します。

- 　収入が保護基準（最低生活費）を超えるときは、生活保護を受けられません。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱費等）	生活扶助	1.基準額は、(1)食費等の個人的費用 2.(2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
介護サービスの費用（介護保険の利用に伴うもの）	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払 (本人負担なし)
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払 (本人負担なし)

生活保護に関して

- 最低生活費月額１１万円で収入が障害基礎年金月額８万円あったとすると、生活保護費は３万円支給されます。
- 生活保護費は適当に計算しているわけでなく、国の基準できちんと計算されます。
- 親や兄弟に「扶養照会」といって「この方の生活費を出すことができませんか？」という問い合わせがある場合もありますが、その時は、「自分たちの暮らしで精いっぱいなので、無理です。」と、紙に書いて提出してください。もちろん、経済的にものすごく余裕がある場合は、扶養していただけたらと思います。

将来の暮らしにどれくらいお金がかかるか考える

- 「どこにすんでいるか」
- 「誰とすんでいるか」
- 「どんな暮らしがしたいか」
- 「被服費」「食費」「住居費」「交通費」「遊興費」「通信費」（パソコンやスマホ）
- 「季節ごとの買い物(例：衣類、布団、暖房器具…)」「大きなお金（家電の購入等）」
- 「福祉サービスの自己負担分」
- 「医療費はどれくらい考えればいいか。」

（持病がある場合とない場合で違う。住んでいる地域によって、持っている手帳によって、病気によって、助成の制度が違う。」

- 「社会保険料」。

暮らす場とお金　①

	基本にかかるお金	考慮すべきこと	生活保護制度の利用
賃貸アパート等	障害のない人と同じような生活費がかかります。 加えて、ホームヘルパーなどの福祉サービスの利用料がかかりますが、本人の収入にあわせて利用負担金には上限がかかります。	障害のある方の所得補償が遅れている日本では、収入の少ない方が多いため、ホームヘルパーなどの利用負担金は必要な量の支援を使っても、月額0円～4600円の方が多いように思います。（ヘルパーと遊園地などに行った際はヘルパーのチケット代等が別途必要になります。）	利用できる。（預貯金がない場合など一定の条件がある）
親の残した家等	ひとり暮らしと同じ生活費がかかります。 家賃がいりませんが、固定資産税等を払う必要があります。 家の管理、町内の付き合いなどをどのようにしていくのか決めておく。	ヘルパー等の福祉サービスの利用が可能ですが、本人の収入にあわせた自己負担金が発生します。	不動産をもっていると生活保護制度が使えないことが多いので、不動産の名義には注意。

暮らす場とお金　②

	基本にかかるお金	考慮すべきこと	生活保護制度の利用
グループホーム	利用負担金（家賃、食費、光熱水費、日用品費等）多くのグループホームは障害基礎年金で基本的には暮らしていけるような金額に設定されているが、最近は、年金額を超える高いグループホームも増えてきている ちなみに、大津市では、55,000円～65,000円程度が標準。8万円を超えるところもあり。	被服費や交通費、通信費、どの程度の余暇（人生の楽しみ）を希望するか →生活に必要な金額は変わる。	利用できる。（預貯金がない場合など一定の条件がある）
入所施設	利用負担金（食費、光熱水費、日用品費）を支払った後、手元に2万～2万5千円程度残るような利用負担額に設定されている。	被服費や交通費、通信費、どの程度の余暇（人生の楽しみ）を希望するか →生活に必要な金額は変わる。	利用できない。（生活保護にならないところまで減免措置）

グループホームの利用料金（例）

	利用者が支払う額	留意事項
障害福祉サービス利用料	0円	本人が非課税の場合
家賃	27000円 （家賃37000円）	補足給付費として家賃補助が最大1万円出た場合。
光熱費	10000円	
食費	24000円	朝食代300円と夕食代500円
日用品費	4000円	共用の日用品費
合計	65000円	

・昼食代や交通費や衣類代や携帯電話代や娯楽費等が別途かかります。
・ホームの入居にあたり、各自が部屋で利用する布団やテレビ等の購入費用がかかります。

グループホームに入居した場合の収支例

	利用者がもらえる額	留意事項
障害基礎年金2級	66250 円	2か月に1回支給
障害年金生活者支援給付金	5140円	2か月に1回支給
B型の工賃	18000円	
合計	89390円	

	利用者が支払う額	留意事項
グループホーム利用料	65000円	
通所昼食代	10000円	通所事業所で弁当を購入する場合
携帯電話代	3000円	
健康保険料	2000円	
お小遣い	9000円	
移動支援利用料	1000円	毎週1回移動支援利用。車両送迎支援
合計	89000円	

入所施設の実費負担について

・入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、54,000円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を54,000円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

障害福祉サービスの利用者負担について

＜障害者の場合＞

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	０円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割１６万円(注2)未満） ※入所施設利用者（２０歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者を除きます(注3)。	９，３００円
一般２	上記以外	３７，２００円

＜世帯の範囲＞

種別	世帯の範囲
１８歳以上の障害者（施設に入所する１８、１９歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する１８，１９歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

＜障害児の場合＞

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		０円
低所得	市町村民税非課税世帯		０円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割２８万円(注)未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	４，６００円
		入所施設利用の場合	９，３００円
一般２	上記以外		３７，２００円

（注）収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

＜世帯の範囲＞

種別	世帯の範囲
１８歳以上の障害者（施設に入所する１８、１９歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児（施設に入所する１８，１９歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者（20歳以上）	グループホーム・ケアホーム利用者	通所施設（事業）利用者	ホームヘルプ利用者	入所施設利用者（20歳未満）	医療型施設利用者（入所）
自己負担	利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）					
	高額障害福祉サービス等給付費（世帯での所得段階別負担上限）					医療型個別減免（医療、食事療養費と合わせ、上限額を設定）
			事業主の負担による就労継続A型事業（雇用型）の減免措置			
	生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）					
食費・光熱水費	補足給付（食費・光熱水費を減免）	食費については実費負担ですが、通所施設（事業）を利用した場合には、食費の人件費支給による軽減措置が受けられます。 補足給付（家賃負担を軽減）	食費の人件費支給による軽減措置		補足給付（食費・光熱水費を軽減）	